

# 税

問合先 税務課

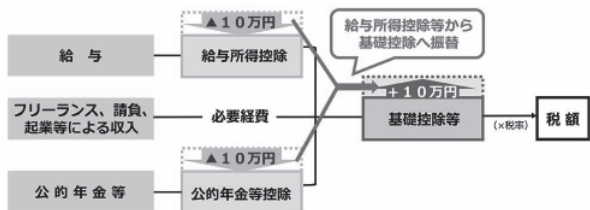
令和3年度

市・府民税（個人住民税）

主な改正点

## ■給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入がある人へのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、ごなたにも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。



## ■給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

## ■公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引下げられ、公的年金等収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除について、195万5千円が上限とされました。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超える2,000万円以下である場合にはさらに一律10万円、2,000万円を超える場合は、さらに一律20万円を見直し後の公的年金等控除額から引き下げられます。

## ■基礎控除の見直し

基礎控除額が一律10万円引き上げられます。また、前年の合計所得金額が2,400万円を超える人については、その合計所得金額に応じて段階的に控除額が減少し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用できないこととされました。

## ■所得金額調整控除の創設

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に引き下げられたため、給与等の収入金額が850万円を超える人は増税となりますが、子育てや介護などの負担がある人は、負担が増加しないよう措置されました。

また、給与所得、年金所得の両方を有する人は、給与所得控除および公的年金等控除額の両方が10万円ずつ引き下げられることから、負担が増加しないよう措置されました。

## ■調整控除の見直し

前年の合計所得金額が2,500万円を超える人は、調整控除が適用できないこととされました。

## ■ひとり親控除の創設および寡婦（寡夫）控除の見直し

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身の人で、前年の合計所得金額が500万円以下である人は、ひとり親控除（30万円）の適用を受けられることとされました。

ひとり親に該当しない寡婦の人は、引き続き寡婦控除（26万円）を適用することとし、子以

外の扶養親族を持つ寡婦の人に ついても所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）が設けられました。

また、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を個人住民税の非課税措置の対象とする事とされました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とすることとされました。ひとり親控除の創設に伴い、特別寡婦、寡夫控除は廃止となります。（ひとり親控除に集約）

## ■所得控除の適用要件および均等割・所得割の非課税限度額の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族および勤労学生の所得要件がそれぞれ10万円引き上げられます。また、均等割・所得割の非課税を判定する所得要件が10万円引き上げられます。

## ■住宅ローン控除の適用要件の弾力化

消費増税に伴う対応として、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日まで に居住の用に供した場合に、住

宅ローン控除の適用期間が10年から13年に延長されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設工事の遅延などへの対策として、令和2年12月31日までに居住開始できなかった場合でも、要件を満たせば控除期間の延長が適用されます。

## ■中止イベントのチケットの払い戻しを受けない場合の寄附金税額控除の適用

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府の自粛要請を受けて中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない（放棄する）場合は、その金額分を「寄附」とみなし、市や府が条例で指定したときは、市・府民税の控除を受けることができます。 ※市では、文部科学大臣が指定した行事を指定しています。税制改正など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



令和2年分  
所得税などの確定申告

申告会場では新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施するため、申告書の作成や提出に時間がかかる場合があります。申告書は国税庁ホームページで作成し、PDF送信していただくか、郵送による提出を利用してください。

**相談・申告会場の受付** 2月16日(火)～3月15日(月)（閉庁日除く。相談受付は午後4時まで）  
※申告相談には入場整理券が必要で、整理券などの配布方法については決まり次第、国税庁ホームページでお知らせします。

**注意事項**  
●整理券などが予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。

●駐車場は大変混雑しますので、車での来場はできるだけご遠慮ください。  
●3密を避けるため、建物の外で長時間お待ちいただく場合があります。

●感染拡大状況により、開設期間などを変更する場合があります。事前に国税庁ホームページを確認してください。

「サラリーマンや年金受給者のための申告会場」  
開催日 2月2日(火)～10日(水)（土・日曜日除く）  
相談時間 午前10時～午後3時  
申告場所 イオンモールりんくう泉南2階イオンホール  
整理券配布場所・時間 1階セントラルコート 午前9時30分～10時（先着順）  
※申告書の作成・相談を希望する人は「1階セントラルコート 正出入口」から順に並んでください。

●申告相談には入場整理券が必要で、整理券が予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。

●会場の混雑緩和のため、申告書などの提出のみの方は、郵送での提出またはPDFによる送信をお願いします。

●感染拡大状況により、会場開設を中止する場合や時間など変更する場合があります。  
※2月6日(土)・7日(日)に開催する申告相談会(要事前予約)は、近畿税理士会泉佐野支部が主催するものでサラリーマンや年金受給者の人だけでなく、事業所得や譲渡所得がある人や資産の贈与を受けた人も相談できます

が、申告書の提出はできません。  
※詳しくは1月18日(月)以降の平日午前9時30分～午後3時に近畿税理士会泉佐野支部事務局  
(☎468・8068) またはeメール: sanoshibu@poem.co.jp  
cne.jp  
問合せ 泉佐野税務署 (☎462・3471)

が、申告書の提出はできません。  
※詳しくは1月18日(月)以降の平日午前9時30分～午後3時に近畿税理士会泉佐野支部事務局  
(☎468・8068) またはeメール: sanoshibu@poem.co.jp  
cne.jp  
問合せ 泉佐野税務署 (☎462・3471)

事業主のみなさんへ  
給与支払報告書の提出、償却資産の申告、中小事業者等に対する固定資産税等軽減措置の申告は2月1日まで

問合せ 税務課

■給与支払報告書の提出

事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出してください。この報告書の用紙は、税務署の法定調書などに同封して、昨年11月上旬に事業主に送付していますので、総括表とあわせて1月末までに必ず提出してください。また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所(場)に「個人申告」をしなければなりません。

■償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになっています。令和2年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人から法人への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。また、本市では、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

■中小事業者などに対する固定資産税等軽減措置の申告

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋について、令和3年度課税分に限り事業収入の減少割合に応じて固定資産税・都市計画税の軽減制度があります。該当する人は申告してください。

※詳しくは、広報11月号または市のホームページをご覧ください。

給与支払報告書の提出および償却資産の申告等は、市税の電子申告(eLTAX[エルタックス])でも提出できますのでご利用ください。

市税の電子申告について詳しくは市ホームページまたは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

■個人住民税は特別徴収で納めましょう!

地方税法第321条の5の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税(個人住民税)を給与から差し引いて納入(特別徴収)することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

